第４次会津坂下町食育推進計画

（令和５年度～令和１０年度）

令和５年３月

会津坂下町

目　　　次

第１章　計画策定の趣旨等
　１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４　ＳＤＧｓに関する食の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　５　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　６　各分野・関係機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第２章　第３次会津坂下町食育推進計画の評価
　１　第３次会津坂下町食育推進計画の取組と評価・・・・・・・・・・・・・・７
　２　今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第３章　食をめぐる現状と課題
　１　人口および世帯数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　２　健康および食生活の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　３　地産地消と地域連携の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第４章　食育推進の基本的な考え方
　１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　２　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　３　施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第５章　施策の展開
　１　重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
　２　基本目標Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
　３　基本目標Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
　４　基本目標Ⅲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
第６章　計画の目標指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

【参考資料】
　会津坂下町食育推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
　会津坂下町食育推進会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第１章　計画策定の趣旨等

１．計画策定の趣旨

食は命の源であり、私たち人間が生きていくために欠かせないものです。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく食べることは、生きる喜びや楽しみであり、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与します。食は社会と密接に関係しており、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式・新たな日常への対応が求められる等、社会情勢は大きく変化しています。その他、食への関心が薄れるとともに、生活習慣病の増加、子どもや若い世代の朝食欠食、共食の機会の減少等の課題や、食料の安定供給の確保、食べ物と生産現場のつながり、食文化の継承等、食に関する課題が存在します。

このような食をめぐる環境の変化に伴い、国は食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成１７年に「食育基本法」を制定し、令和３年に「第４次食育推進基本計画」を作成しました。また、福島県では令和４年に「第四次福島県食育推進計画」を作成し、福島県内の食育を総合的に進めることとしています。

会津坂下町においても、他の地域と同様に食生活の変化に伴う様々な課題が見られますが、町内には新鮮でおいしい食材や、その食材を活かした郷土料理や特色ある食文化が育まれるとともに、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係を築きやすい等、食育を行う上で恵まれた環境にあります。このような背景を踏まえ、より効果的な食育の取組を推進するため、「第４次会津坂下町食育推進計画」を策定します。

食育とは・・

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。（「食育基本法」より）

2．計画の期間

計画の期間は令和５年度から令和１０年度までの６年間とします。また、関係法令の改正や本計画の上位計画の見直しと合わせ、必要に応じて見直しを行います。

＜各計画における計画期間＞

年度／関係計画	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
食育基本計画（国）	第３次食育推進基本計画（５年）（平成２８年～令和２年）				第４次食育推進基本計画（５年）					第５次食育推進基本計画		
福島県食育計画	第三次食育推進計画（７年）（平成２７年～令和３年）					第四次食育推進計画（５年）（令和４年～令和８年）					第五次食育推進計画	
会津坂下町食育推進計画	第２次	第３次計画（５年）（平成３０年～令和４年）					第４次計画（６年）（令和５年～令和１０年）					

3．計画の位置づけ

本計画は、食育基本法（平成１７年法律第６３号）第１８条第１項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるものです。また、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための総合的な指針とし、国や県の食育推進計画および「第六次会津坂下町振興計画」「第２次ばんげ健康プラン２１」などと相互に関連づけ、整合性を図りながら、効果的な食育の取組を推進していきます。

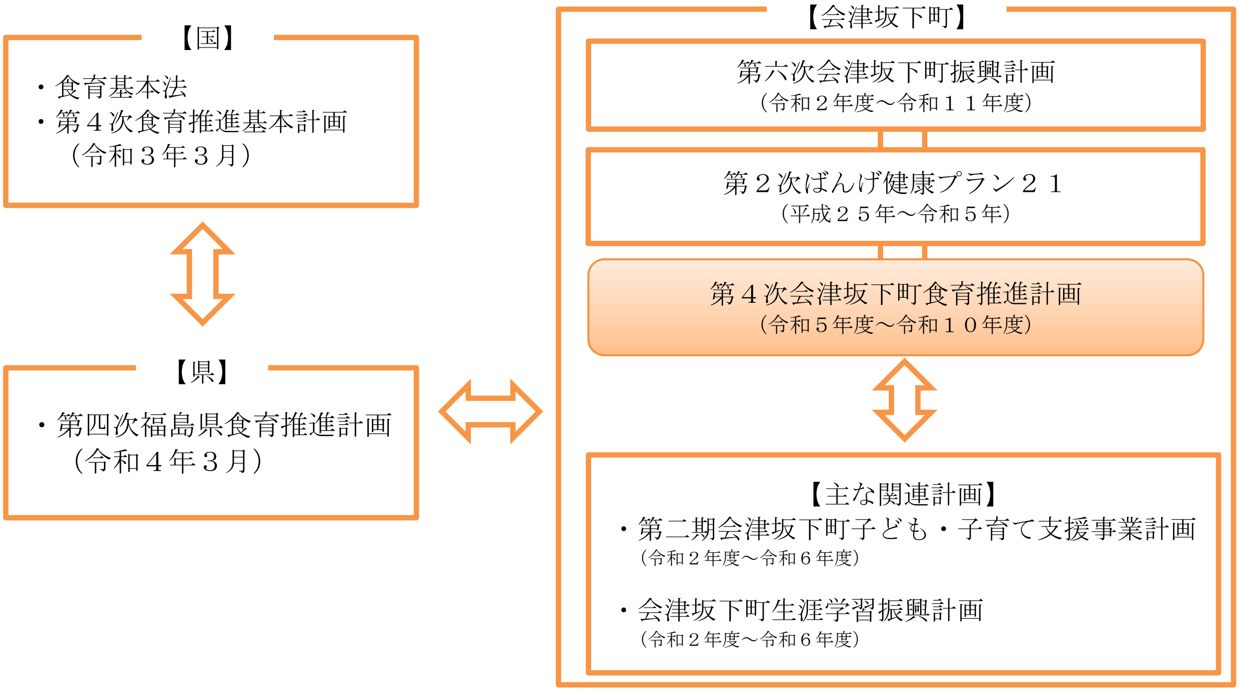

４．ＳＤＧｓに関する食の取組

ＳＤＧｓは、平成２７（２０１５）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、国際社会共通の目標です。１７の目標が示されており、食育の推進によるＳＤＧｓの実現が期待されています。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など、ＳＤＧｓの目標達成への貢献を見据えた取組の推進を図ります。

資料：国際連合広報センター

5．計画の推進体制

　本計画の推進にあたっては、町の関係機関で構成する「会津坂下町食育推進会議」及び、地域における推進体系を整備し、横断的に関係組織が連携を図りながら取り組むものとします。

　また、本計画に基づく取組について、町民・家庭をはじめとして、地域・職域、教育・保育関係者、農林産業者、食品関連事業者、保健医療福祉関係者、ボランティア・ＮＰＯ等地域活動団体が食育への共通理解のもとにつながり、町民一人ひとりが生涯にわたり、豊かな人間性を育み、健全な食生活を実践できる社会の実現を目指します。

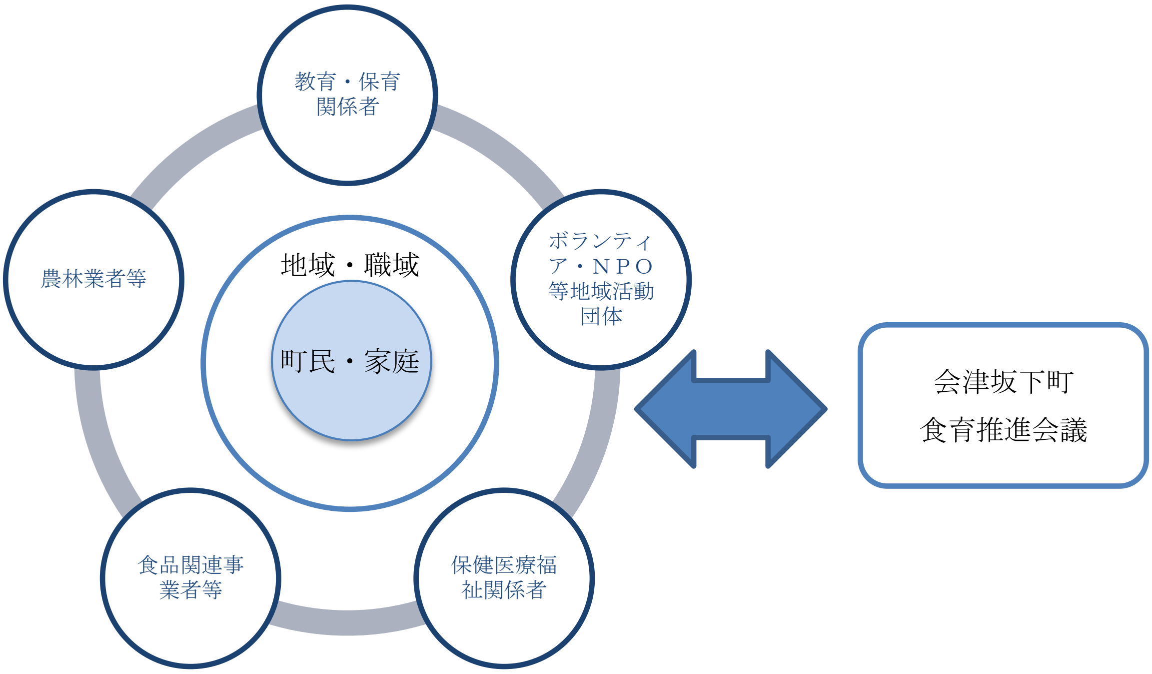

参考：第四次福島県食育推進計画　計画の推進体制

６．各分野・関係機関の役割

（１）町民・家庭

家族一緒の食卓を通して、町民一人ひとりが食への関心を深め、家族と食卓を囲むことから共に食べる楽しみや、食事の大切さについて考え、望ましい食生活の実践に努めることが期待されています。また、地域の食文化を理解し、次の世代に伝えていくことが求められています。

（２）地域・職域

地域の人々の食や健康に関する課題意識を高めていくとともに、地域で育まれた食材や食文化を次の世代に継承していくことが求められています。また、ライフステージの長い期間を占め、生活習慣病の発症が増加していく時期にあたる職域（企業）は従業員に対して、望ましい食生活等について積極的に普及啓発や環境づくりを行うなど、きめ細やかな食育の推進が求められています。

（３）教育・保育関係者

乳幼児期は成長が著しい時期であり、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身につけ、今後の食生活の基礎を築く時期です。

保育所や幼稚園、学校では、日々の活動等を通し、子どもたちと様々な体験を重ねる中で、家庭や地域と連携し、望ましい食習慣の定着を図ることが求められています。

（４）農林業者等

農林業に関する体験活動等が食育に関する町民の関心及び理解を促進する上で重要な役割を果たすことから、多様な体験を提供するような食育への取組が期待されています。

また、地元でとれた安全で安心な旬の食材を生産・流通していくために環境に優しい農業に取り組むことで、持続可能な農業への転換が求められています。

（５）食品関連事業者等

安全で安心な食品の提供を始め、提供メニューの栄養成分表示、食品の加工から販売等の各過程における正しい情報提供と、様々な体験交流の場の提供を通した、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。

（６）保健医療福祉関係者

妊産婦や乳幼児を対象とする離乳食指導や栄養指導、歯科保健指導の他、肥満及び痩せすぎによる健康への影響や、健全な口腔機能の発達支援等、食と健康との関係についての正しい知識の普及啓発が求められています。

（7）ボランティア・NPO 等地域活動団体

食生活の改善や食文化の継承など、様々な体験活動の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。

（8）町（会津坂下町食育推進会議）

本計画に従い、関係団体との連携のもと、町の食育を総合的かつ計画的に推進します。

第２章　第３次会津坂下町食育推進計画の評価

１．第３次会津坂下町食育推進計画の取組と評価

平成３０年度から令和４年度までの５年間を計画期間とする「第３次会津坂下町食育推進計画」では、「心を豊かにからだを元気に食で育むばんげまち」をスローガンにかかげ、食育の推進に取り組んできました。第３次計画については町で評価を実施し、会津坂下町食育推進会議へ諮りました。結果は以下のとおりです。

第３次計画の目標
１．食に対する豊かな心を養おう
２．食を通して健康なからだをつくろう
３．地産地消や食文化を伝え地域で食育を推進しよう

＜評価方法＞

達成（◎）	目標達成
改善（○）	目標未達成であるが前回実績より数値が改善
維持（△）	現状維持（数値不明）
悪化（×）	目標未達成かつ前回実績よりも数値が悪化
評価不能（―）	数値等の把握ができず判定が不可能

【基本目標１　食に対する豊かな心を養おう】

指標名		策定時値（H28）	現状値（R4）	目標値（R4）	達成状況
①朝食を家族と食べる人の割合（家族との共食）	幼稚園	79.8%	79.4%	上昇を目指す	×
	小学校	65.7%	65.4%		×
	中学校	45.6%	47.5%		◎
	成人	79.8%	83.0%（R3）		◎
②毎日朝食を食べる人の割合	幼稚園	91.26%	88.39%	97.2%以上	×
	小学校	93.00%	91.16%		×
	中学校	83.53%	75.58%		×
	成人	82.0%	76.1%（R3）	上昇を目指す	×
③食育に関心を持っている大人の割合		83.5%	90.9%（R3）	90%以上	◎

①・②食生活の基本となる共食や朝食摂取については、目標に達していない項目が多い結果となりました。これらは、国内外の研究にて健康・栄養との関連が示されているため、幼少期からの食習慣の定着をはかるため、子どもと親世代の食習慣の改善が必要です。

③食への関心度は高い結果となったことから、食に関心はあるものの、健全な食生活の実践にまでは至っていない人が多いことが分かりました。行動変容につなげる取組の強化が必要です。

【基本目標２　食を通して健康なからだをつくろう】

指標名		策定時値 （H28）	現状値 （R4）	目標値 （R4）	達成 状況
④適正体重を維持している人の割合 （肥満の減少）	40～74 歳 男性肥満者 （BMI25 以上）	31.8%	37.8%（R3）	27%	×
	40～74 歳 女性肥満者 （BMI25 以上）	27.9%	25.4%（R3）	20%	○
⑤子どもの肥満・やせの割合	肥満傾向 小学校	14.2%	12.5%	低下を目指す	◎
	肥満傾向 中学校	14.7%	19.5%		×
	痩身傾向 小学校	1.4%	1.1%		◎
	痩身傾向 中学校	1.1%	2.1%		×
⑥食塩摂取量	成人	統計なし ※国の現状 男性 10.8g 女性 9.2ｇ	男性 14.9ｇ 女性 11.6ｇ （R3）	男性８ｇ未満 女性７ｇ未満	－
⑦野菜摂取量	成人	統計なし ※国の現状 男性 283.7ｇ 女性 270.5ｇ	男性 300ｇ 女性 272ｇ （R3）	男性・女性 350ｇ以上	－
⑧むし歯のない ３歳児の割合		81.3%	89.5%（R3）	90%	○
⑨ゆっくりよく噛んで 食べる人の割合		統計なし	－	55%以上	－

④・⑤上位目標である肥満者の割合などは年代や性別によっては改善が見られる項目もありますが、全国と比較すると依然として高い状況にあり、健全な食生活の実践につなげる取組の強化が必要です。

⑥・⑦食塩の摂取量や野菜の摂取量は目標には達していないため、健康な食生活を通した健康指標改善に向けた取組を推進する必要があります。これらの食事摂取の現状については把握できる機会が少ないため、自身の食生活について認識し、改善するためにも、今後も食習慣調査を継続していく必要があります。

【基本目標３　地産地消や食文化を伝え地域で食育を推進しよう】

指標名	策定時値（H28）	現状値（R4）	目標値（R4）	達成状況
⑩学校給食における県産物の使用状況※	42.3%	40.4%（R3）	維持	○
⑪食生活改善推進員の登録数	44 人（H29）	33 人	64 人	×
⑫食品を購入する際に産地や栄養成分表示などを参考にする人の割合	統計なし	79.9%（R3）	80%以上	－
⑬健康づくりに取り組む食品企業及び飲食店数	統計なし	うつくしま健康応援店 10 店舗	認定制度の検討を行う	－

⑩学校給食にて地場産物活用の基盤づくりは進んでいますが、食数が多いことから、地場産物を使用するのが難しい環境にあるため、今後も地元生産者との連携をはかり、活用を推進する必要があります。※学校給食での統計が県産物としての把握であるため県と表記しています。

⑪地域ぐるみの食育推進を担う食生活改善推進員の人員が減少しているため、存続できる環境づくりが必要です。

⑬食環境の整備として、県で取り組んでいるうつくしま健康応援店などと連携した、無関心層へのアプローチが必要です。

２．今後の方向性

第３次会津坂下町食育推進計画の指標の達成状況や本町の現状、食を取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもから高齢者まで、切れ目なく生涯を通じた食育を推進します。特に、食に関する正しい知識の更なる浸透を図る取組と、食をとりまく環境の整備により、主体的な行動変容につなげるような働きかけを行います。

コロナ禍においては、家族と過ごす時間が増える一方で、地域や教育現場では今まで同様の取組が難しい状況にあります。さらに、新しい視点として、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）や食品ロスなど、新しい日常に合わせた食育を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、今後の食育の推進のためには、様々な関係機関がそれぞれの特性を活かし、連携と協働の中で専門性を高めることに加え、食育活動を実践しやすい環境を整える取組の強化を行うことが、食をめぐる様々な課題の解決へつながると考えます。

第３章　食をめぐる現状と課題

１．人口および世帯数の状況

（１）年齢別人口の推移

町の人口は減少傾向にあり、平成３０年からの５年間で1,２９９人減少し、令和４年には１５,１１６人となっています。人口構成は、年少人口（０～１４歳)、生産年齢人口（１５～６４歳）が減少している一方、老年人口（６５歳以上）は年々増加しています。高齢化率は３７.１％に増加し、約２.５人に１人が６５歳という状況で、県の３２.９％（R4.8月）を上回っています。

【図１】年齢別人口の推移（単位：人）

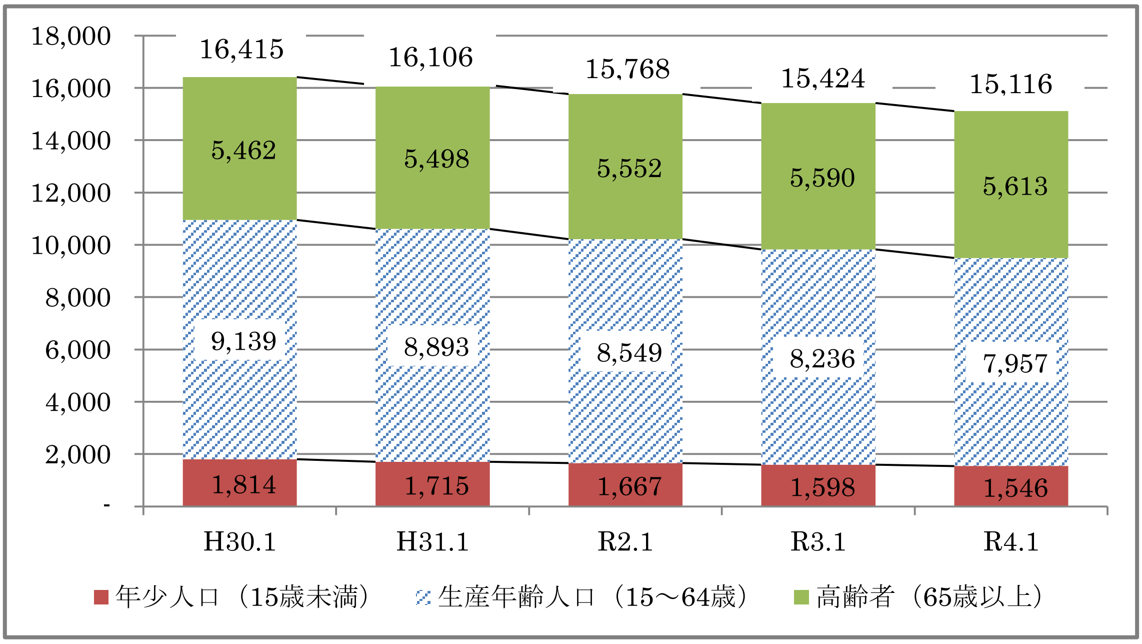

資料：政府統計窓口　人口統計

（２）一般世帯数と核家族世帯数の推移

町の核家族世帯は増加傾向にあり、令和２年に2,６８５世帯となっています。平成１２年と比べて３８９世帯増加しています。従来、食文化の継承などは家庭での食育を通して継承されてきましたが、今後は家庭のみならず、地域や学校、ボランティア団体等と一体になり継承等を進める必要があります。

【図２】一般世帯数と核家族世帯数の推移（単位：世帯）

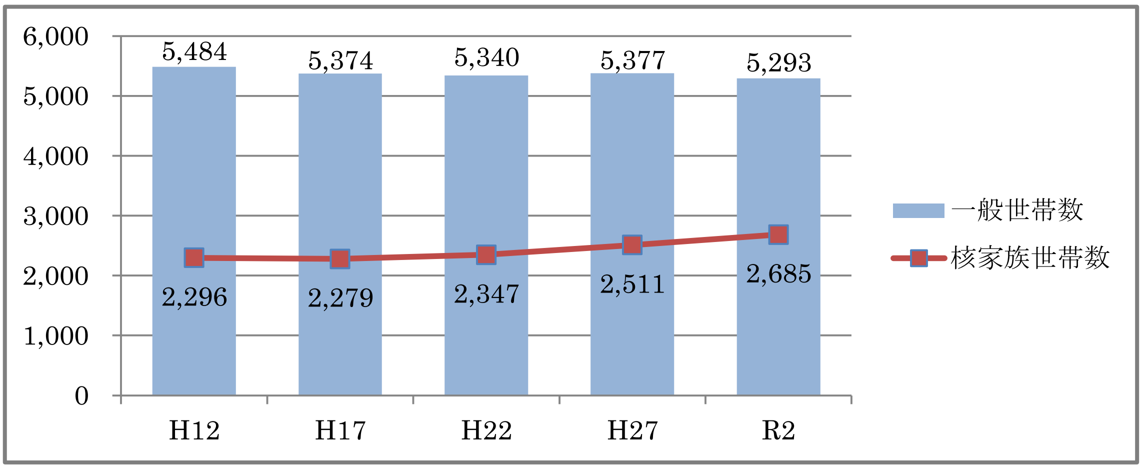

資料：政府統計窓口　人口統計

２．健康および食生活の状況

（１）死因別死亡割合

町の令和３（２０２１）年度の死因別死亡割合をみると、がん、心臓病、脳疾患の順で多く、心臓病の割合が県や国と比べて高い状況です。これらは生活習慣と深い関係があることが分かっているため、適切な生活習慣の周知・啓発と、実行できる環境づくりが必要です。

【図３】死因別死亡割合（単位：%）　　＊ 端数処理のために総数が 100%になりません

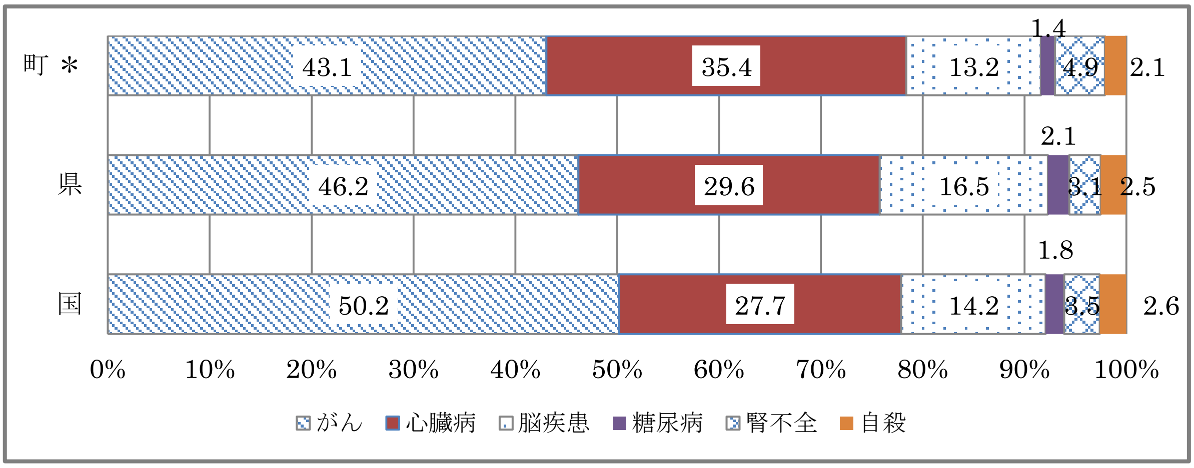

資料：国保健診受診者　ＫＤＢデータ

（２）肥満者（メタボリックシンドローム）の出現率

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は県や国よりも高い割合で推移しており、Ｒ３年度は約３５％が該当しています。内臓脂肪の過剰な蓄積は、高血圧や高血糖などを引き起こす生理活性物質を出すことが分かっています。食事や運動などの生活習慣と密接な関係があるため、健全な食生活と運動等の推進が重要です。

【図４】メタボリックシンドロームの出現率（単位：％）

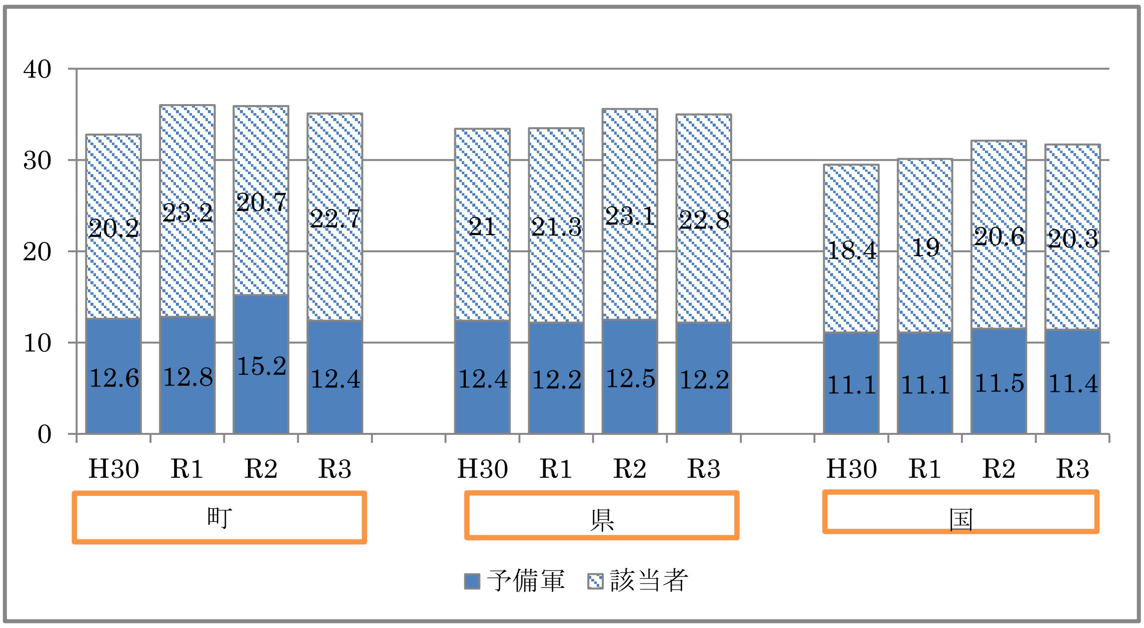

資料：国保健診受診者　ＫＤＢデータ

※メタボリックシンドロームは、内臓脂肪の蓄積と、高血圧や高血糖、脂質異常などが組み合わさり、心臓病や脳卒中などになりやすい病変を指します。

（３）肥満・痩身傾向児の出現率

子どもの肥満は、身体活動や健康状態に影響を及ぼすだけでなく、成人期の肥満へ移行しやすいため、将来の生活習慣病発症の可能性を高めます。乳幼児期からの切れ目のない食育の推進が必要です。

①乳幼児健診での肥満傾向児の出現率

乳幼児健診では月齢が高くなると肥満傾向児が多くなる状況です。また、１歳６か月児健診で肥満傾向のある児童は、３歳６か月児健診でも肥満傾向であることが多く、早期からの対策が必要です。

【図５】肥満傾向児出現率　１歳６か月児（単位：％）

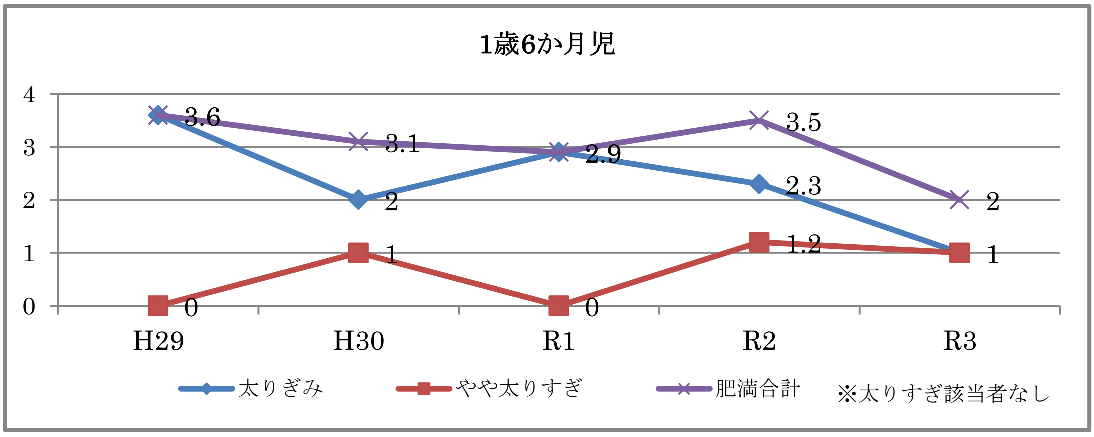

【図６】肥満傾向児出現率　３歳６か月児（単位：％）

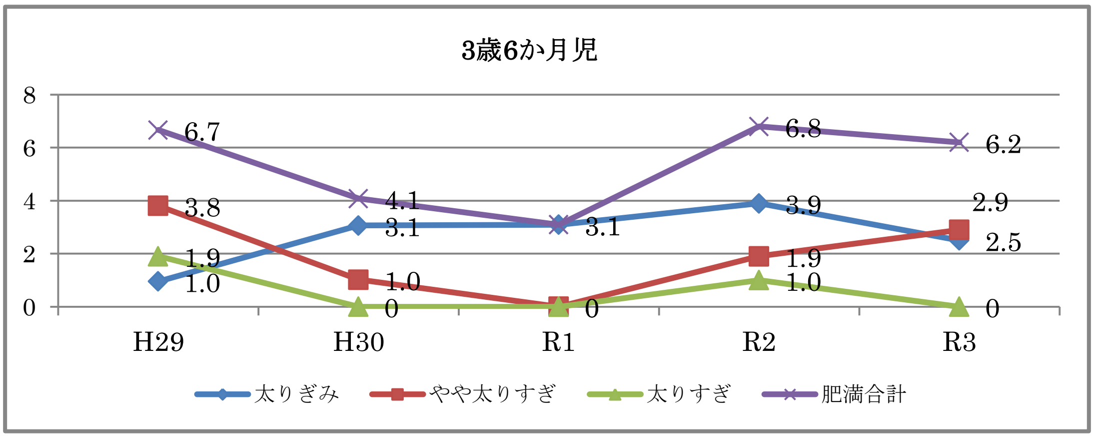

資料：乳幼児健診結果

②小・中学校での肥満傾向児・痩身傾向児の出現率

肥満傾向児（肥満度２０％以上）の出現率は男女・学年でばらつきがあるものの、全国・県に比べて高い傾向が続いています。痩身傾向児は学年や年齢が上がると増える傾向があり、近年は中学校での痩身傾向児が増加した状態が続いていますが、全国に比べると低い状況です。

【図７】肥満傾向児出現率　小・中学生（単位：％）

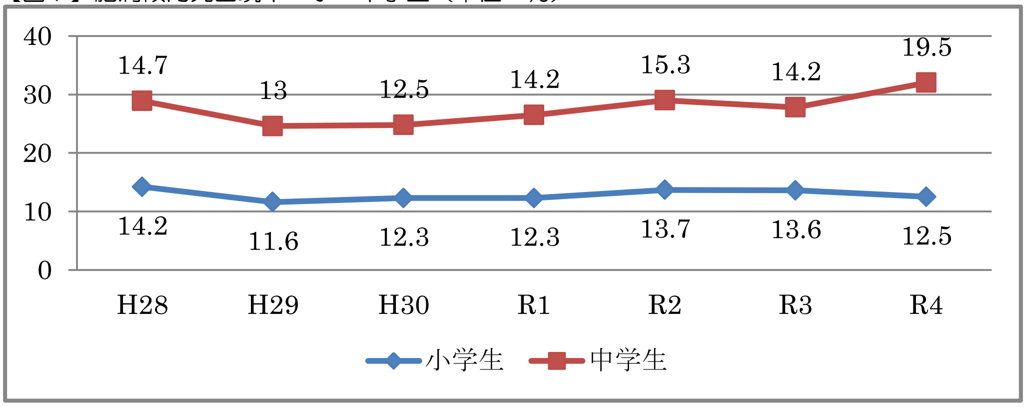

【図８】痩身傾向児出現率　小・中学生（単位：％）

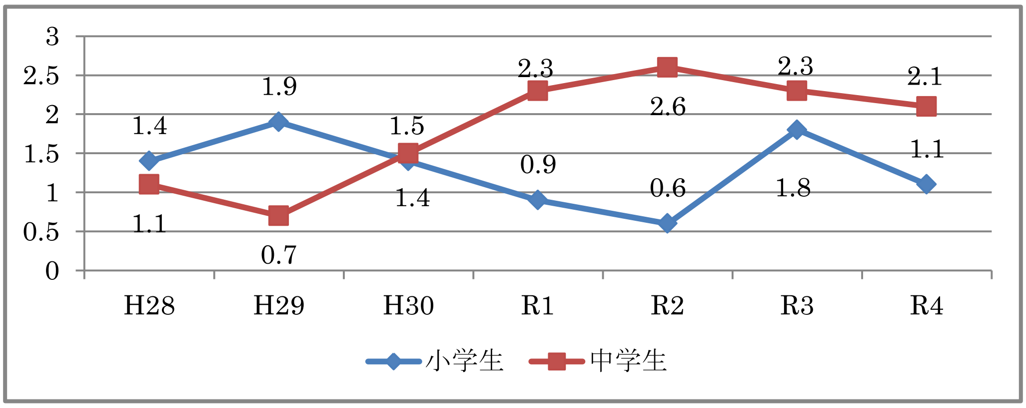

資料：学校保健統計

（４）高齢者の肥満ややせの状況

町の７５歳以上の高齢者の肥満ややせの状況は以下のとおりです。筋肉は加齢により衰えますが、肥満があることで筋肉の衰えを助長したり、ひざの関節に圧力がかかりやすくなったりすることで、歩行が困難となることがあります。さらに、生活習慣病の発症や重症化を経て、要介護状態へつながる可能性も高くなります。

食事の摂取量が減り、エネルギーやたんぱく質を始めとした栄養素等の摂取不足による低栄養状態であるやせの状態も、骨折や生活習慣病などから要介護状態へつながる可能性があります。体重減少のある高齢者も多いことから、介護予防として肥満とやせの２つの側面からの取組を推進する必要があります。

【図９】高齢者の体格の割合（単位：％）

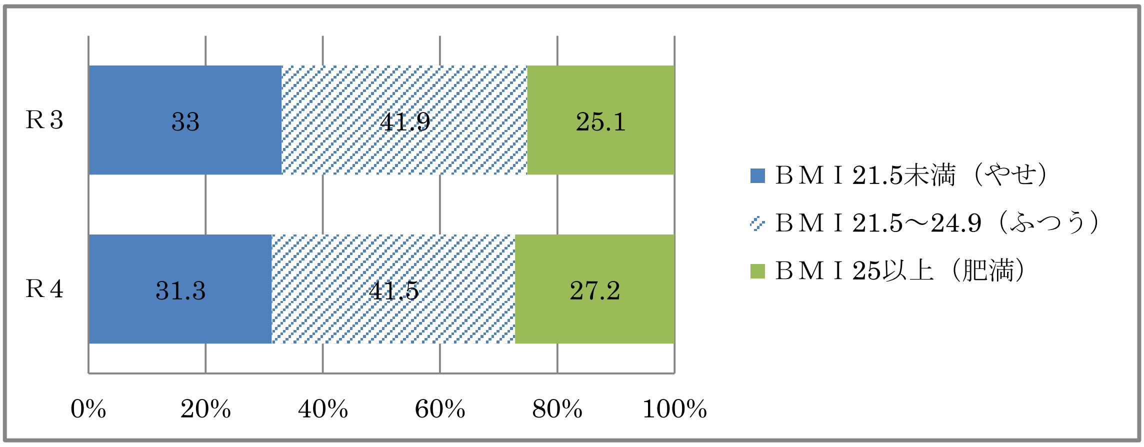

【図１０】高齢者の体重減少の割合（単位：％）

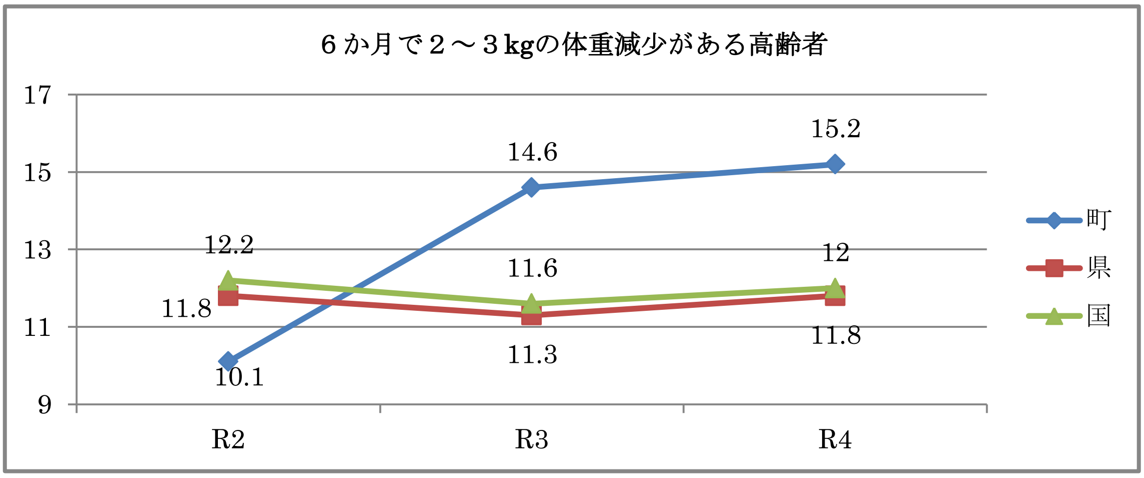

資料：後期高齢者　健診受診者　ＫＤＢデータ

（５）食育への関心度

食育に関心があると回答した大人の割合は９割以上となっており、食育への関心が高い状況にあるという結果となりましたが、その他の指標の結果を見ると、健全な食生活の実践にまでは至っていない人が多いようです。行動の変容につなげる取組の強化が必要です。

【図１１】食育への関心度（単位：％）

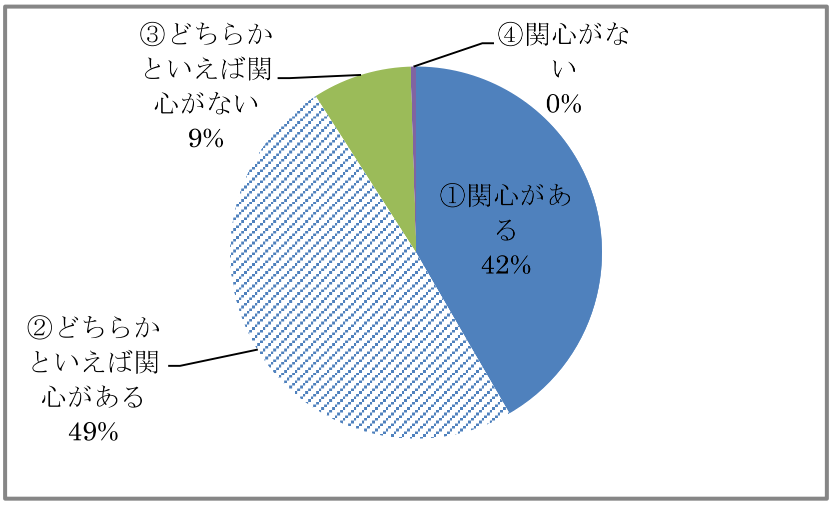

資料：令和３年度　乳幼児健診時保護者向け食生活アンケート

（６）朝食摂取の状況

毎日朝食を食べる子どもは幼稚園児、小学生が約９割ですが、中学生では食べると回答している生徒は約７割と減少しています。大人では、約７割が毎日食べているようですが、食べない理由としては時間がないという回答が多くありました。大人の朝食摂取状況については、乳幼児健診受診者の保護者を対象にしているため、仕事や子育てなどで多忙である家庭が多いことが予想されます。朝食を摂取することは心や身体の健康に関係しており、欠食することで脳卒中のリスクを高めることも分かっています。

また、食事を一緒にとる共食については、幼稚園児、小学生、中学生と年齢が高くなるにつれてひとりで食べる子どもが増加する傾向があります。共食をすることは、健康な食生活と関係していることが分かっています。さらには家庭の中で、食事のマナーや栄養バランスを考えるきっかけになり、食文化を大切にする気持ちを育てるなどの機会となります。朝食や共食の重要性について伝え、朝食の摂取に関する強化週間などを利用して習慣化を図る必要があります。

【図１２】朝食摂取率（単位：％）　　＊　端数処理のために総数が 100%になりません

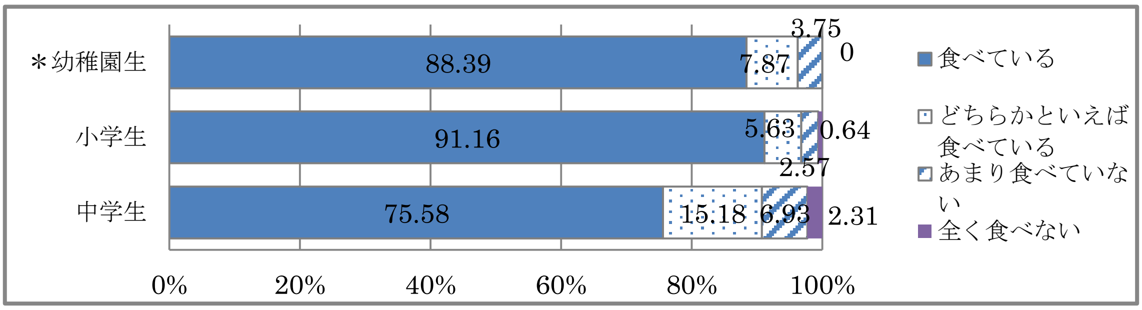

【図１３】朝食はだれと食べるか　共食の割合（単位：％）　＊　端数処理のために総数が 100%になりません

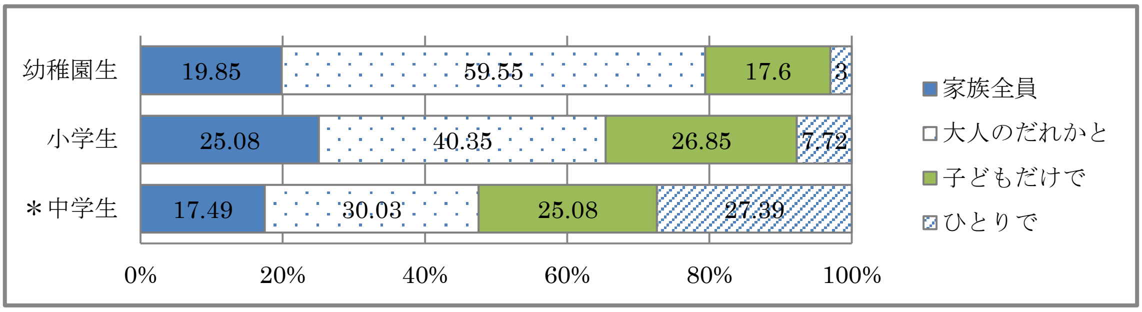

資料：令和４年度　教育委員会幼児・児童・生徒の生活状況調査

【図１４】朝食摂取率（大人）（単位：％）

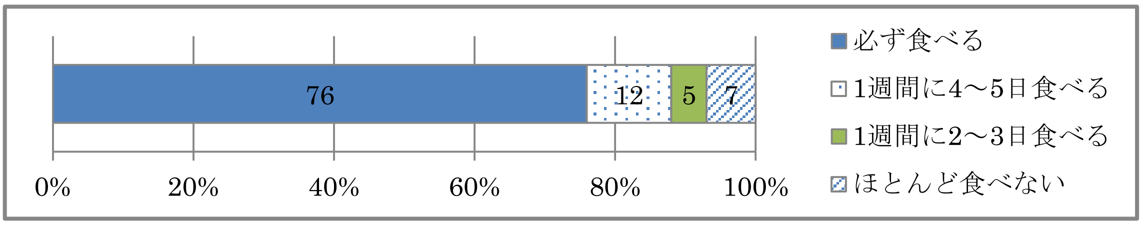

【図１５】朝食を食べない理由（大人）（単位：％）

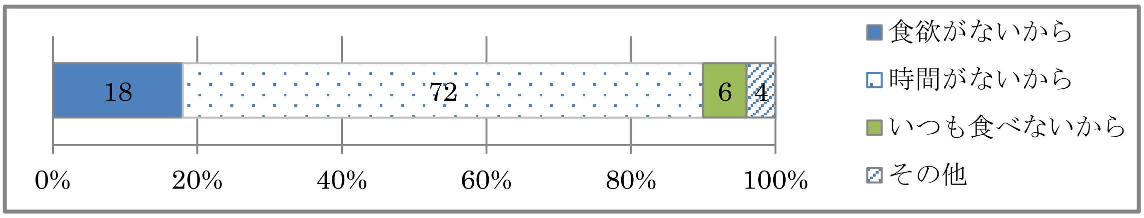

【図１６】朝食はだれと食べるか　共食の割合（大人）（単位：％）

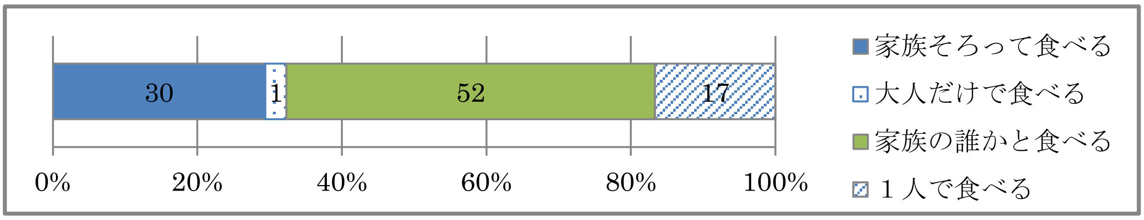

資料：令和３年度　乳幼児健診時保護者向け食生活アンケート

（７）食塩摂取量・野菜摂取量

推定食塩摂取量は男性・女性ともにどの年代でも、日本人の食事摂取基準〔2020 年度版〕の目標量を上回っています。濃い味を好むことや、食べ過ぎなどが原因と考えられますが、食塩の過剰摂取は高血圧や慢性腎臓病、胃がんの発症や重症化に大きく影響することが分かっているため、少しでも目標値に近づける事が必要です。

【図１７】推定食塩摂取量（単位：ｇ/日）

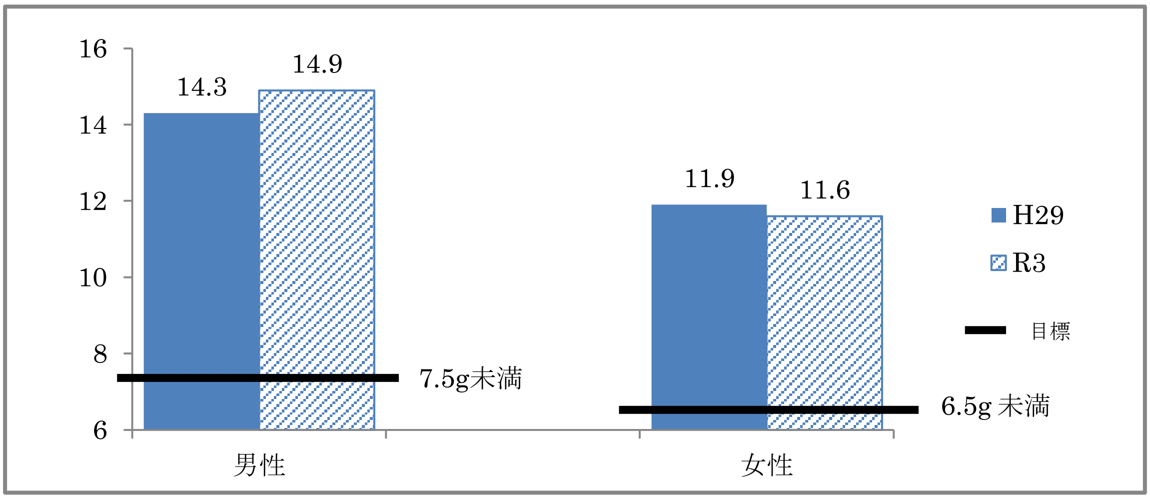

【図１８】年代別　推定食塩摂取量（単位：ｇ/日）

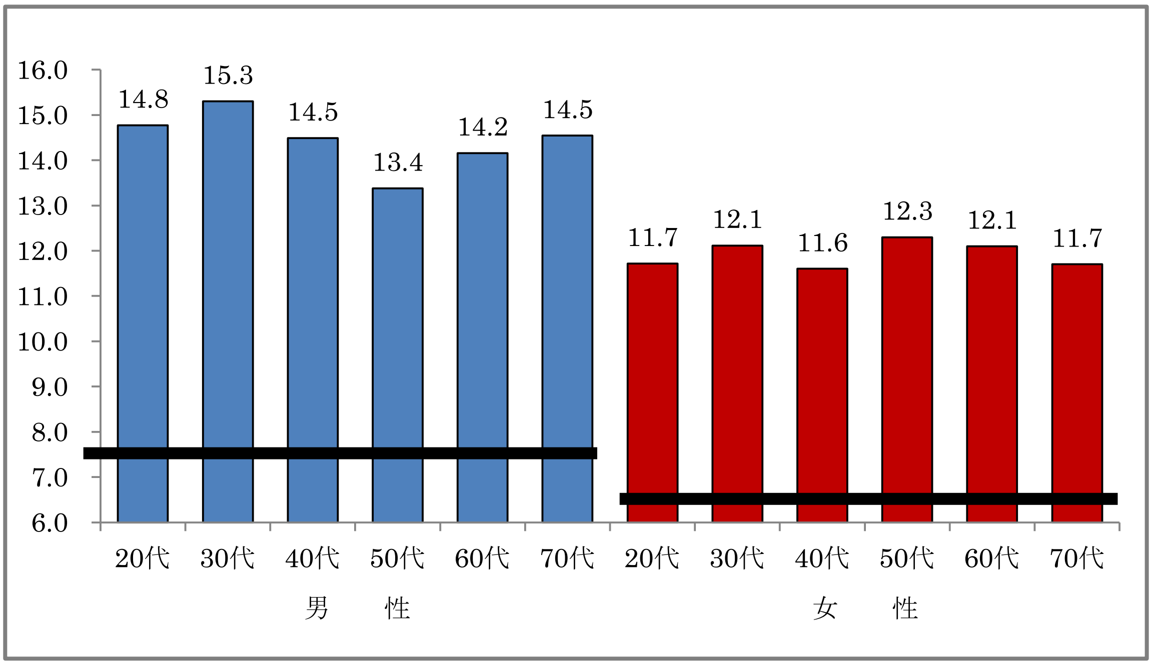

資料：平成 29 年度　町食習慣調査結果

推定野菜摂取量は、男性・女性ともにどの年代でも国が目標に掲げている３５０ｇよりも少ない状況です。年代別にみると若い世代で不足している傾向にあります。野菜にはビタミンやミネラル、食物繊維などが多く含まれ、よく噛むことから満足感が得られやすいため、肥満や糖尿病などの生活習慣病予防につながります。さらに余分なナトリウムを排出する効果により高血圧予防が期待できるため、積極的に野菜を摂取することが重要です。

【図１９】推定野菜摂取量（単位：ｇ/日）

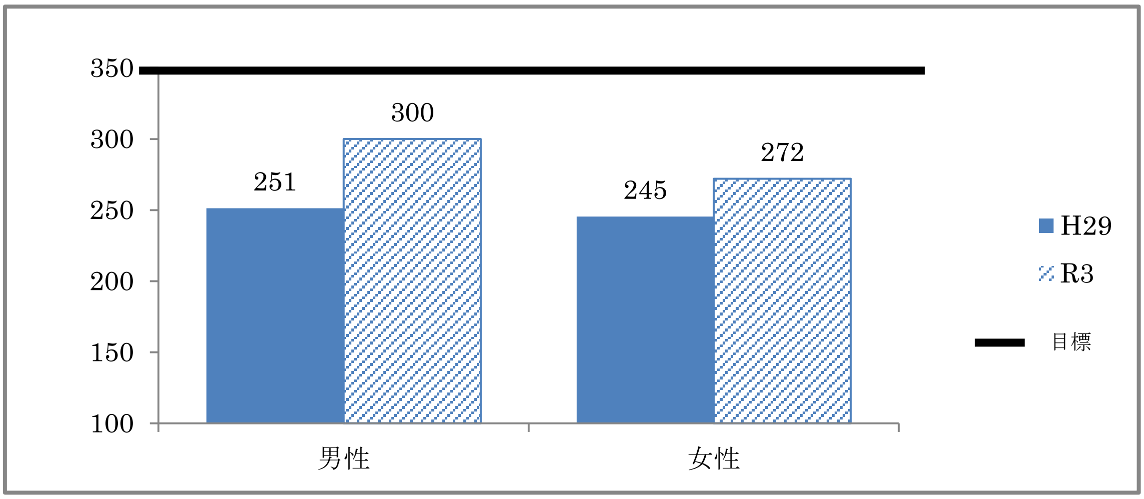

【図２０】年代別　推定野菜摂取量（単位：ｇ/日）

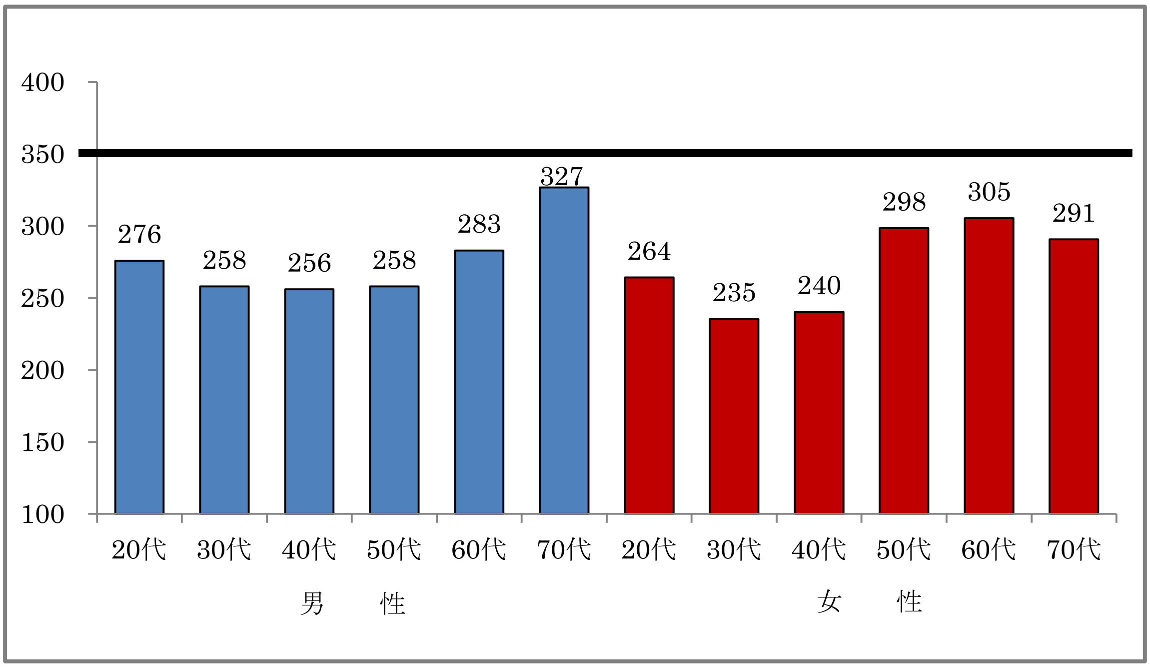

資料：平成 29 年度　町食習慣調査結果

（８）歯・口腔の健康

３歳６か月児のむし歯の保有状況は、むし歯の有病率、一人あたりのむし歯本数ともに減少傾向にあり、県よりも低い状況です。甘味飲食物を毎日摂取する者の割合は年次により変動はありますが、県よりも低い割合で推移しています。

【図２１】３歳６か月児むし歯保有状況（単位：%）

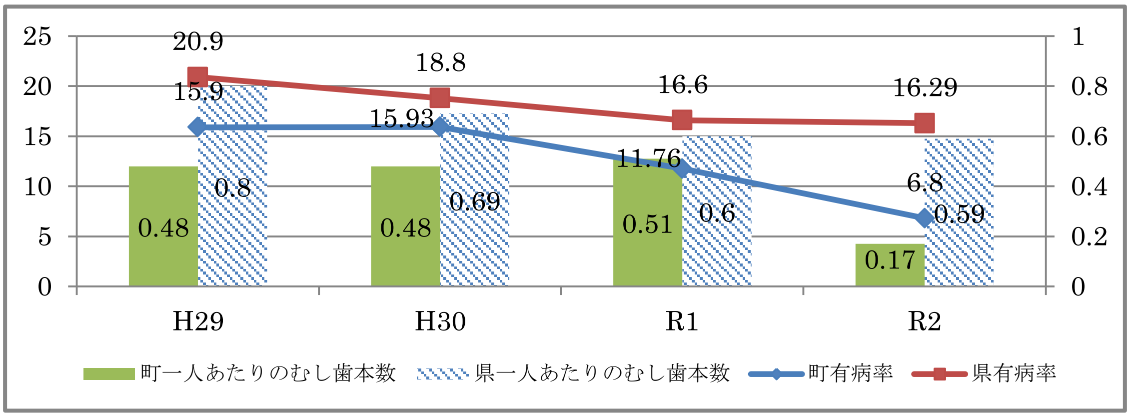

【図２２】３歳６か月児　甘味飲食物を毎日摂取する者の割合（単位：%）

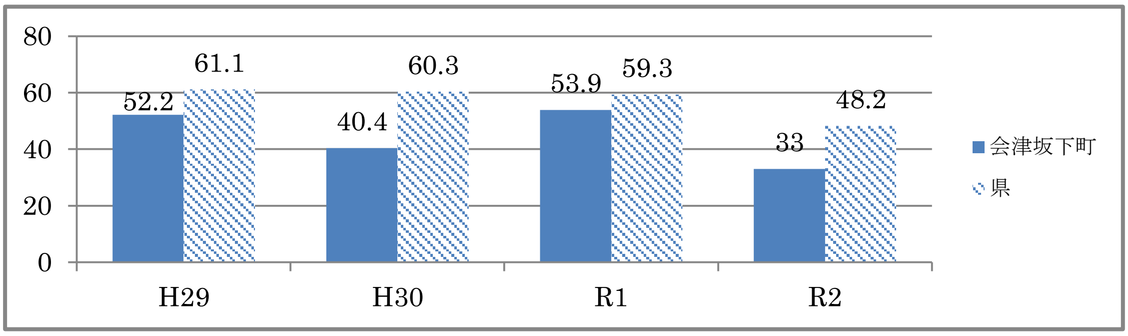

資料：福島県歯科保健情報システムより

３．地産地消と地域連携の状況

（１）学校給食の地場産物活用状況

学校給食における地場産物の活用状況は食品数ベースでみると、４０%前後となっています。地場産物を活用した食育指導は、地域の身近な食材を理解し、郷土食や食文化を知る機会となります。また、提供する給食については毎日放射性物質の検査を行い、子どもたちへ安心・安全な給食を提供できるように取り組んでいます。今後も関係機関と連携を図り、地場産物の活用に努めていく必要があります。

【表１】学校給食における地場産物の活用割合　食材数ベース（単位：％）

	H28	R3
会津坂下町	42.3%	40.4%
県	32.3%	46.0%

資料：会津坂下町学校給食センター

（２）食品を購入する際に産地や栄養成分を参考にする人の割合

食品を購入する際に産地や栄養成分を参考にする割合は約８割です。地場産物を選ぶことは、地域振興への貢献や食料輸送に関する環境への負荷の軽減に資するものです。また、安全性については、基礎的な知識に基づき自ら判断することが重要であるため、今後も正しい情報提供を図る必要があります。

【図２３】食品を購入する際に産地や栄養表示などを参考にする大人の割合（単位：％）

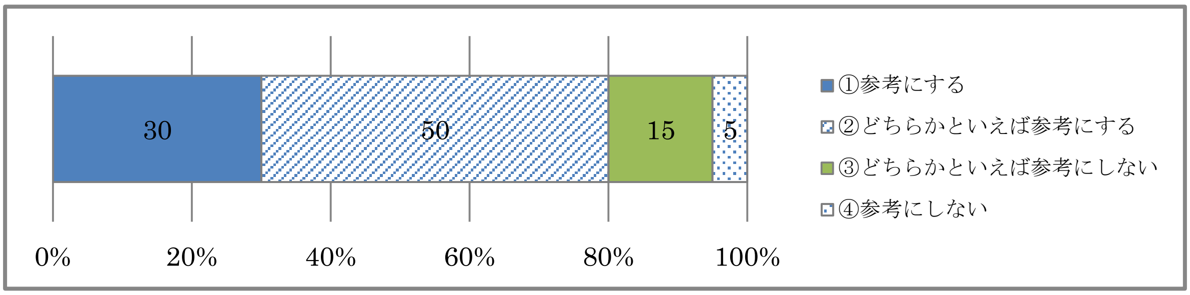

資料：令和３年度　乳幼児健診時保護者向け食生活アンケート

（３）食生活改善推進員の育成

食生活改善推進員の人員は年々減少傾向にあります。食生活改善推進員は地域ぐるみの食育活動の担い手として活動が期待されており、町でもサロン活動や、地区コミセン活動において、適切な食習慣の啓発などに力を入れて活動しています。今後も地域での食育推進活動が継続できるよう、育成の環境づくりが必要です。

【図２４】会津坂下町食生活改善推進員の人数（単位：人）

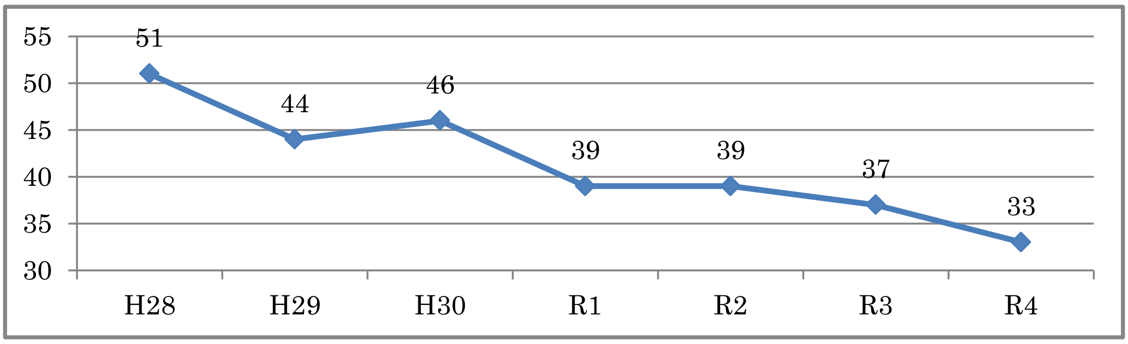

資料：会津坂下町食生活改善推進員会総会資料

第４章　食育推進の基本的な考え方

１．基本理念

平成３０年に策定した「第３次会津坂下町食育推進計画」では、主に子どもに焦点をあて、大人を巻き込んだ推進活動を展開してきました。

第４次食育推進計画では、第３次計画に引き続き、「心を豊かに　からだを元気に　食で育むばんげまち」をスローガンに掲げ、全ての年代を対象に、町民一人ひとりが、食を通してつながり、豊かな人間形成や地域づくりを行い、家庭や学校、地域全体で生涯にわたり健康で心豊かな暮らしを育むことを目指します。また、食の安心・安全の確保や地産地消の推進など、SDGs の達成に貢献する食育の推進を目指します。

スローガン
心を豊かに　からだを元気に　食で育むばんげまち

２．基本目標

基本目標Ⅰ　食を楽しみながら豊かな心を育む

家庭や地域で食を楽しむ機会を確保するとともに、農業や伝統的な食文化に触れ、人々のつながりを深めていくことにより、食への理解と食べ物に感謝する心を育てます。また、環境に配慮した適切な選択ができる力を身に付けます。

基本目標Ⅱ　食を通して健康なからだをつくる

健康寿命の延伸ができるよう、栄養バランスのとれた食育の推進、正しい食生活に向けた環境整備を促進します。

基本目標Ⅲ　食の安心・安全の確保や地産地消の推進

適切な情報のもとに安全な食の選択ができるような食育の推進と、学校給食における安心・安全の環境整備、地元食材の活用促進及び利用の拡大を促進します。

３．施策体系図

スローガン　**心を豊かに　からだを元気に　食で育むばんげまち**

基本目標	基本施策	施策内容（主な取組）
Ⅰ　食を楽しみながら豊かな心を育む	１　食を楽しむ食育体験の推進	①広報媒体やＳＮＳ等を活用した情報発信
		②料理教室等の開催
		③保育所での個別食育指導
	２　食に対する感謝の気持ちの醸成	④保育所・幼稚園・学校での農業体験活動、体験イベントの開催
		⑤地域における農業体験活動の実施
		⑥ごみ減量化の推進
	３　地域の食文化継承の促進	⑦食文化を取り入れた学校給食の充実
		⑧郷土料理･行事関連食の料理教室等の開催
Ⅱ　食を通して健康なからだをつくる	４　栄養バランスに配慮した望ましい食生活の推進	⑨栄養相談・栄養指導の実施
		⑩保育所・幼稚園・学校における食育指導の実施
	＜重点施策＞ ５　生活習慣病発症予防のための食生活の推進	⑪減塩と野菜の摂取の促進
		⑫健康相談会等の実施
		⑬子どもの健康課題解決の取組
Ⅲ　食の安心・安全の確保や地産地消の推進	６　地域の食育の推進を支える環境の整備	⑭町内飲食店等と連携した健康づくりの取組
		⑮食生活改善推進員養成講座の開催と会員の育成
	７　食の安心・安全の確保	⑯食の安心・安全に関する普及・啓発
	＜重点施策＞ ８　地産地消の推進	⑰町の農産物や加工食品などの地場産物の活用促進
		⑱学校給食における地場産物の活用促進

第５章　施策の展開

重点施策

国では「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」と「持続可能な食を支える食育の推進」を掲げていることや、これまで町で推進してきた取組や現状などを踏まえ、
今計画では「生活習慣病発症予防のための食生活の推進」、「地産地消の推進」の２つを重点施策として位置づけ、推進していきます。

重点施策１　生活習慣病発症予防のための食生活の推進　ｐ29

適正体重や健康の保持のため、減塩や野菜、間食などの食事のとり方について普及・啓発し、食生活改善の取組を促進します。また、子どもの肥満やむし歯などの健康課題について地域で解決に取り組むことで、将来の生活習慣病発症予防に努めます。

重点施策２　地産地消の推進　ｐ32

地場産物の活用は、地元の食材を理解したり、食に関する知識や食を選択したりする力を養う上で重要であるとともに、環境に優しい地産地消の有効な手段であることから、地場産物活用のための体制づくりを積極的に支援します。また、町では栄養バランスの優れた和食に多く使われる醤油、味噌、酒などの発酵食品が多く作られています。この恵まれた環境にあることを大切にしながら、発酵食品の魅力や活用方法などを伝え、発酵文化についての取組を推進します。

以上、２つの重点施策についてはｐ29、32 で詳しく記載します。

基本目標Ⅰ　食を楽しみながら豊かな心を育む

基本施策１　食を楽しむ食育体験の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の基本であるため、共食を通じて食の楽しさを実感し、豊かな食や生活を楽しむ環境づくりを推進します。

また、保育所及び学校等においては、子どもが生涯に渡り健全な食生活を自ら営むことができるよう、家庭や地域と連携し、体系的・継続的に食育を実施します。

施策内容	取組の方向性	主担当
①広報媒体や SNS 等を活用した情報発信	・広報誌やホームページ、SNS、食育だよりなどのお便り、各種イベント等の機会を活用し、食育の意義や必要性などについて情報を発信し、ライフステージやニーズに応じた普及・啓発を行います。	生活課
②料理教室等の開催	・家族や仲間と協力して料理し、一緒に作る楽しさを体験したり、調理する力を身につけ、食に関する理解を深めたりできるよう、料理教室等を開催します。未就学児や児童生徒、その保護者、商工会会員など様々な場所と機会を利用して実施します。	生活課 教育課 商工会 食生活改善推進員会
③保育所での個別食育指導	・保育所において、栄養士が毎日の給食の際に子どもの食事の様子を見守り、一人ひとりに応じた声かけや指導を行います。	子ども課

基本施策２　食に対する感謝の気持ちの醸成

　食料の生産から消費にいたる過程の理解を深め、食に関わる人々に感謝する心を醸成するため、食に関する様々な体験活動を推進します。また、食べ物を大切にする心を持つことで、持続可能な食の循環を可能にするため、環境にやさしい食の選び方や、食品ロス削減等の理解促進を図ります。

施策内容	取組の方向性	主担当
④保育所・幼稚園・学校での農業体験活動、体験イベントの開催	・保育所、幼稚園、学校において様々な野菜の栽培、収穫などの体験活動を行います。作物を育てる楽しさや収穫の喜びなどを知ることで、食への興味・関心を持ったり、農業の大切さを理解したりする機会をつくります。 ・保育所での体験型のイベントや、学校でのお弁当チャレンジデーなどにより、自身の身体や健康に関心を持ち、感謝の気持ちを育てる機会をつくります。	教育課 子ども課
⑤地域における農業体験活動の実施	・地区コミュニティセンター等において、米や野菜の栽培、収穫等を行います。親子だけでなく、地域住民との関わりを持つことで、地域への愛着心を育みます。 ・食農教育応援事業として、会津よつば農業協同組合より小学生へ、補助教材を配布し、食と農業への理解を深めるきっかけとします。	政策財務課 会津よつば農業協同組合
⑥ごみ減量化の推進	・家庭や地域で生ごみを堆肥にして有効活用する等の、ごみの減量化や資源化について、処理容器の購入の一部を補助するなどの支援を行います。 ・食品ロス削減等について普及・啓発を行います。	生活課

幼稚園でのさつま芋植えの様子

保育所でのブリの解体ショーの様子

地区コミセンでの
さつま芋堀りの様子

基本施策３　地域の食文化継承の促進

郷土料理や行事食は長い歴史の中で育まれた大切な地域の食文化であり、地元の農産物を活用したり、食文化を知ったりすることは、地元の良さを見つめ直す機会となり、郷土愛を持つことにつながります。郷土料理や行事食などの食文化を次世代へ継承するため、各種イベントや料理教室による普及・啓発や、学校給食などで提供する機会の拡大を促進します。

施策内容	取組の方向性	主担当
⑦食文化を取り入れた学校給食の充実	・こづゆ、いかにんじん、打ち豆のみそ汁などの郷土料理や、会津伝統野菜の丸茄子や小菊(こぎく)かぼちゃ、余薪(よまき)きゅうりなどを学校給食で提供し、児童生徒の食文化への関心と理解を深めることによって、食文化の継承を図ります。	教育課
⑧郷土料理・行事関連食の料理教室等の開催	・郷土料理（にしんの山椒漬け、こづゆ、ざくざく）や季節の行事食（団子さし、節分、ひな祭りなど）など、地域の背景等を伝えるとともに、食文化の継承として、各地区コミセンや食生活改善推進員会と連携し料理教室などを開催します。	生活課 教育課 子ども課

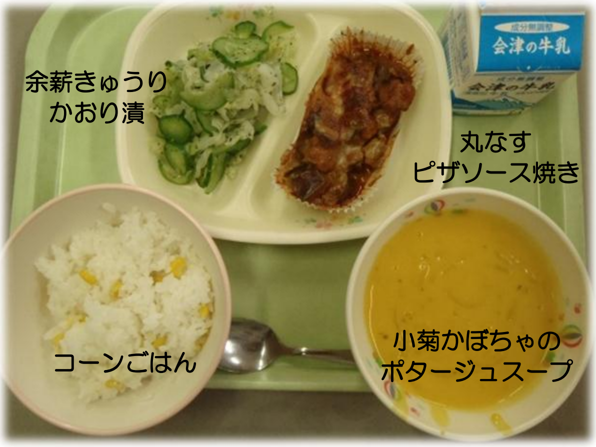

会津伝統野菜を使用した献立

基本施策４　栄養バランスに配慮した望ましい食生活の推進

町民一人ひとりが栄養バランスのよい食生活ができるように、必要な知識や判断力、実践力を養う健康教室等の開催を促進します。

施策内容	取組の方向性	主担当
⑨栄養相談・栄養指導の実施	・妊娠・出産・育児は、自身と家族の健康について考え直す大きなきっかけとなるため、母子健康手帳の交付や、赤ちゃん訪問、離乳食教室や乳幼児健診などの機会を利用し、妊娠中から切れ目なく、段階に応じた栄養指導や情報の提供を行います。 ・高齢者の食事のとり方やフレイル予防などについて、相談や指導を通してバランスよく食べるための情報提供などを行い、健全な食生活ができるよう支援します。	生活課 子ども課
⑩保育所・幼稚園・学校における食育指導の実施	・学校等において、食育の授業や朝食について見直そう週間運動などを通して、学年に応じた指導を行います。 ・保育所や幼稚園においても年齢に合わせた食育指導計画に基づき、食事の大切さや栄養バランスについて伝えていきます。	生活課 教育課 子ども課

フレイルとは・・・

「フレイル」とは、加齢に伴って体や心のはたらきが衰え、社会的なつながりが弱くなった状態を指します。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、そのまま放置すると要介護状態になる可能性がありますが、早期に適切な取組を行うことで、進行を防ぎ健康な状態に戻ることができます。

フレイルの要因のひとつに「低栄養」があり、低栄養状態になると、筋肉量の減少や筋力の低下が起こります。十分なたんぱく質やエネルギーを摂取して低栄養を防ぎ、あわせて運動を実施することでフレイル予防につながります。

重点施策１

基本施策５　生活習慣病発症予防のための食生活の推進　：再掲

適正体重や健康の保持のため、減塩や野菜、間食などの食事のとり方について普及・啓発し、食生活改善の取組を促進します。また、子どもの肥満やむし歯などの健康課題について地域で解決に取り組むことで、将来の生活習慣病発症予防に努めます。

施策内容	取組の方向性	主担当
⑪減塩と野菜の摂取促進	・広報誌やSNS等、様々なイベント、料理教室等を通して、減塩や野菜の摂取などの適切な情報の提供を行い、実践がしやすい環境づくりに積極的に取り組みます。また、食べ過ぎも塩分のとりすぎにつながるため、適切な量と質についての理解促進に努めます。 ・会津大学と連携し、食習慣調査結果について共同研究を進めます。 ・塩分測定器の貸し出しを行い、家庭での味付けの参考にできるような環境を整えます。	生活課
⑫健康相談会等の実施	・食育や健康づくりに関する出前講座や、保健師・管理栄養士、食生活改善推進員による健康相談会等を実施します。	生活課 食生活改善推進員会
⑬子どもの健康課題解決の取組	・子どもと家庭を取り巻く肥満やむし歯などの健康課題の解決のため、学校や幼稚園、保育所、学校給食センターなどの関係部署が連携した取組を実施します。特に、乳幼児期からの肥満の予防のため、健診の機会を利用し将来の生活習慣病予防に努めます。	生活課 教育課 子ども課

食生活改善推進員会による健康教室、料理教室の様子

子どもの肥満について・・・

子どもの肥満は乳児期では約 25%、学童前期では約 40%、思春期では約 70～80%が成人の肥満につながるとされていることから、早期の対策が必要です。

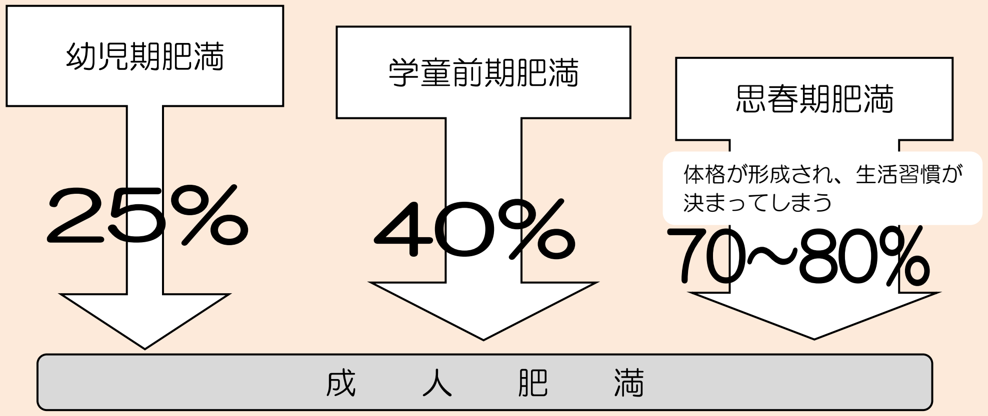

肥満につながる要素

○運動量の低下
○食生活の変容
・食事の欧米化
・偏食、過食、個食、孤食
・食事形態の多様化
・咀嚼（そしゃく）力の低下　等
○睡眠不足
○携帯情報端末の利用時間の増加
・スマートフォン、ゲーム機、
ＰＣ、タブレット等

肥満のリスク

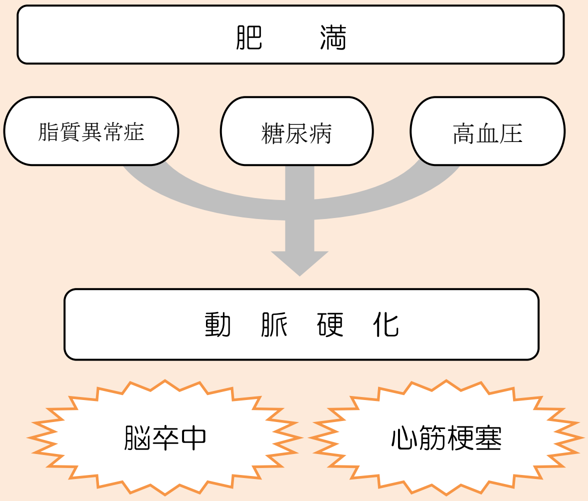

資料：日本小児内分泌学会ＨＰ参照

基本目標Ⅲ　食の安心・安全の確保や地産地消の推進

基本施策６　地域の食育の推進を支える環境の整備

健康に配慮した食事を提供する飲食店等である「うつくしま健康応援店」や「健康ポイント事業協力店」（どちらも福島県認定）、そのほかの飲食店等と連携し、健全な食生活を習慣化することができる食環境の整備を推進します。また、町全体で食育が推進できるように、町の食育推進会議を設置し、町民への食育推進活動の浸透を図るとともに、地域における食育の推進に向けて食生活改善推進員の養成と育成に取り組みます。

施策内容	取組の方向性	主担当
⑭町内飲食店等と連携した健康づくりの取組	・町内の飲食店やスーパー等と連携し、健康づくりに関する情報の普及・啓発を行います。 ・県で取り組んでいるうつくしま健康応援店や、健康ポイント事業の協力店等の拡大を図ります。	生活課
⑮食生活改善推進員養成講座の開催と会員の育成	・地域の食育推進を担う食生活改善推進員の養成講座を実施し、会員の増加に努めます。 ・会員への定期的な研修会等を通して資質向上に取り組み、望ましい食習慣の普及・啓発を行います。	生活課

基本施策７　食の安心・安全の確保

食に関する様々な情報が氾濫する中で、食品の安全性に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食品を選択する力を身につけることができるよう、食品安全や食品表示等に関する情報提供を図ります。

施策内容	取組の方向性	主担当
⑯食の安心・安全に関する普及・啓発	・安心・安全な食品を選択することができるよう、食品表示法に基づく表示の見方等について、様々な機会を通じて普及・啓発します。	生活課

重点施策２

基本施策８　地産地消の推進　：再掲

地場産物の活用は、地元の食材を理解したり、食に関する知識や食を選択したりする力を養う上で重要であるとともに、環境に優しい地産地消の有効な手段であることから、地場産物活用のための体制づくりを積極的に支援します。また、町では栄養バランスの優れた和食に多く使われる醤油、味噌、酒などの発酵食品が多く作られています。この恵まれた環境にあることを大切にしながら、発酵食品の魅力や活用方法などを伝え、発酵文化についての取組を推進します。

施策内容	取組の方向性	主担当
⑰町の農産物や加工食品などの地産地消の体制づくり	・軽トラ市等を開催し、地物農家や加工業者により地場産品の販売を行うことで、生産者相互の交流や生産者と消費者の交流を深め、食と農の理解促進を図ります。 ・馬肉の日を設けるなどして、消費の促進と食文化の継承を図ります。 ・野菜摂取の促進が図れるような環境づくりに努めます。 ・醤油、味噌、酒、ヨーグルトなどの発酵食品の効果や活用方法について伝え、町の発酵文化の推進を図ります。	政策財務課 生活課 産業課
⑱学校給食における地場産物の活用促進	・学校給食における地産地消推進のため、地元の農家や学校、納入業者と連携を図り、地場産物の活用を促進します。 ・県の「ふくしま健康応援メニュー」を取り入れることで、地場産物を使用した美味しい減塩の給食を提供し、地域の農業への理解を促進します。	教育課

やきいも　ひじきときゅうりの和え物

地産地消週間の献立　会津地鶏 卵とじうどん

チョレギサラダ　ホイコーロー

ふくしま健康応援メニュー　トマトと卵の 中華スープ

第６章　計画の目標指標

「心を豊かにからだを元気に食で育むばんげまち」の実現に向け、個人の生活と社会環境の質の向上を推進するために、目標を設定して食育の推進に取り組み、施策の達成度合を評価します。

指標	対象	現状値 （把握年度）	目標値 （Ｒ１０）	出典
基本目標Ⅰ　食を楽しみながら豊かな心を育む				
家族との共食の割合 （朝食）	幼稚園	79.4%（R4）	80%以上	1
	小学校	65.4%（R4）	70%以上	
	中学校	47.5%（R4）	50%以上	
	成人	83.0%（R3）	85%以上	2
食育に関心があると 回答した大人の割合	成人	91%（R3）	92%以上	2
農業体験活動を実施した回数	地区コミセン	５回（R4）	維持	9
基本目標Ⅱ　食を通して健康なからだをつくる				
毎日朝食を食べる人の割合	幼稚園	88.39%（R4）	90%以上	1
	小学校	91.16%（R4）	92%以上	
	中学校	75.58%（R4）	80%以上	
	成人	76.1%（R3）	80%以上	2
特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	成人	35.1%（R4）	減少	3
特定健診受診者のうち肥満者の割合	成人男性	37.8%（R3）	減少	3
	成人女性	25.4%（R3）		
健診受診高齢者のやせの割合 （ＢＭＩ21.5 未満）	75 歳以上	31.3%（R4）	減少	3
肥満傾向児の出現率	小学校	12.5%（R4）	減少	4
	中学校	19.5%（R4）		
１日の推定食塩摂取量	成人男性	14.9ｇ（R3）	８ｇ以下	7
	成人女性	11.6ｇ（R3）		
１日の推定野菜摂取量	成人男性	300ｇ（R3）	350ｇ以上	
	成人女性	272.8ｇ（R3）		
むし歯のない３歳児の割合	３歳児	89.5%（R3）	維持	5
基本目標Ⅲ　食の安心・安全の確保や地産地消の推進				
食品を購入する際に産地や栄養成分表示などを参考にする人の割合	成人	79.9%（R3）	80%以上	2
学校給食における地場産物の活用割合	学校等	40.4%（R3）	55%以上	6
食生活改善推進員への支援回数 （研修会）	食生活改善 推進員会	３回（R3）	維持	8

出典

１　会津坂下町幼児・児童・生徒の生活のようす＜教育委員会＞

２　会津坂下町食生活アンケート調査＜生活課＞

３　国保データベースシステム（ＫＤＢ）・会津坂下町特定健診＜生活課＞

４　学校保健統計＜教育委員会＞

５　会津坂下町乳幼児健診結果＜生活課＞

６　学校給食における地場産物使用状況調査＜教育委員会＞

７　会津坂下町食習慣調査＜生活課＞

８　会津坂下町食生活改善推進員会＜生活課＞

９　地区コミセン活動状況＜政策財務課＞

参考資料

会津坂下町食育推進会議設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は町民が心身ともに健康で豊かな人間性を育むことができるよう、「会津坂下町食育推進計画」（以下「計画」という。）の策定及び関係機関の連携による効果的な食育の推進を図ることを目的として「会津坂下町食育推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　会議は、その目的を達成するため、次の事項について協議する。

（1）　計画の策定・推進に関すること。

（2）　計画の普及・支援に関すること。

（3）　その他、食育に必要と認められる事項に関すること。

（組織委員会）

第３条　会議は、次に掲げる関係団体から推薦された 15 名以内で組織する。

（1）　商工団体関係

（2）　農業関係

（3）　学校関係

（4）　その他食育に関する活動団体

２　委員の任期は２年とする。

３　委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、町生活課福祉健康班において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、公布の日から施行し、平成 29 年６月１日から適用する。

２　会津坂下町食育推進計画策定懇談会設置要綱（平成19年会津坂下町告示第56号）は、廃止する。

会津坂下町食育推進会議委員名簿

関係機関	部署名	氏名	備考
商工団体	女性部	目黒　留美子	部長
	青年部	原　健一郎	部長
農業団体	会津よつば 農業協同組合	板橋　幸一郎	みどり東部 営農経済センター経済課長
	認定農業者会	芥川　和久	会長
学校関係	小・中学校	鈴木　智子	坂下中学校 教諭
	養護教諭	石原　暁子	南小学校
	幼稚園	五十嵐　涼夏	東幼稚園　教諭
	保護者	荒井　康之	坂下中学校 保護者と教師の会会長
	給食センター	渡邊　利恵子	主任栄養技師
	保育所	齋藤　志穂	ばんげ保育所 副主任保育士
ボランティア 団体	食生活改善推進員	樋　恵子	会長

会津坂下町食育推進庁内会議委員名簿

部署名	氏名
教育課　教育総務班	船橋　風音
教育課　生涯学習班	春日　謙伸
子ども課　子ども支援班	川口　裕之
産業課　農林振興班	渡部　聡
産業課　商工観光班	遠藤　奈重
政策財務課　政策企画班	永山　義信

第４次会津坂下町食育推進計画

（令和５年度～令和１０年度）

令和５年３月

会津坂下町　生活課　福祉健康班　健康増進係
〒969-6592　福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地
TEL 0242-93-6169　　FAX 0242-83-1144
E-mail：kenkou@town.aizubange.fukushima.jp